

## 会 議 録

会議の名称	令和6年度第1回上三川町障がい者差別解消支援地域協議会 令和6年度第2回上三川町地域自立支援協議会
開催日時	令和6年10月23日（水） 午後1時30分～午後3時50分
開催場所	上三川町役場 大会議室
議長（委員長・会長等）の氏名	飯田康人会長
出席者（委員等）の氏名・出席者数	飯田康人会長、伊澤源水委員、新庄哲二委員、中指祐一委員、渡邊麻衣委員、鶴田かよ委員、荒川孝一委員、渡辺由美委員、浦野和恵委員、大島淑江委員、高田緑委員、大槻英一委員、神山志帆委員、笹島由美委員、石川聡久委員  出席者 15名
欠席者（委員等）の氏名・欠席者数	志鳥勝則委員、高田美保副会長、増淵盟美委員、鈴木礼子委員、松本裕生委員  欠席者 5名
事務局職員 の職・氏名	海老原課長、高田課長補佐、隅内係長、森島主査、 上三川障がい児・者生活相談支援センター荒木相談員
会議次第	議事 令和6年度第1回上三川町障がい者差別解消支援地域協議会 とちぎ県政出前講座 「障害を理由とする差別の解消の推進について」 （栃木県保健福祉部障害福祉課） 令和6年度第2回上三川町地域自立支援協議会 （1） 栃木県作成の 「障害の特性に応じた災害対応マニュアル」について （2） 上三川町の災害時の体制について
配布資料	・ 障害を理由とする差別の解消の推進について ・ 障がいの特性に応じた災害時の備えはできていますか？ 【障害のある方へ】

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>別冊</b>障がいの特性に応じた災害時の備えはできていますか？</li> <li>【支援者の方へ】</li> <li>・ デフリンピックを応援しよう！</li> <li>きこえない・きこえにくいアスリートたちの世界大会</li> </ul>
議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
高田補佐	<p>本日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまより、令和6年度第1回上三川町障がい者差別解消支援地域協議会と、令和6年度第2回上三川町地域自立支援協議会を合わせて開催させていただきます。</p> <p>開催の前に、資料の確認をいたします。机上の資料をご確認ください。</p> <p>(資料確認)</p> <p>資料の不足がございましたらお申し出ください。</p> <p>本日は、令和6年度第1回上三川町障がい者差別解消支援地域協議会の議事として栃木県保健福祉部障害福祉課より、「障害を理由とする差別の解消の推進について」講話を頂きます。</p> <p>本議事については、町内障害福祉サービス等事業所の希望者も同席いたしますのであらかじめご了承ください。</p> <p>それでは、令和6年度第1回上三川町障がい者差別解消支援地域協議会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、飯田会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
飯田会長	(あいさつ)
高田補佐	<p>それでは、これより議事に入ります。上三川町障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱第5条第2項により、会長が議長となる規定でございますので、これからの進行については飯田会長に議長をお願いいたします。</p>

飯田会長	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>まず、議事に入ります前に、本日の会議録の署名人を指名させていただきます。今回は、渡辺委員と石川委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
飯田会長	<p>それでは、議事に進みます。とちぎ県政出前講座「障害を理由とする差別の解消の推進について」ということで、会議の進行上、前方に会場をお作りしておりますので、資料をお持ちの上で前方の座席へご移動ください。</p> <p>(前方の座席へ移動完了)</p>
飯田会長	<p>本日は、栃木県保健福祉部障害福祉課より、平野様にお越しいただいています。平野様、よろしくお願いいたします。</p> <p>(講話・質疑応答)</p>
飯田会長	<p>平野様、ありがとうございました。それでは、進行を事務局へお戻しします。</p>
高田補佐	<p>飯田会長、ありがとうございました。それでは、引き続き第2回上三川町地域自立支援協議会を開催したいと思います。恐れ入りますが、後方のご自身の座席へ着席をお願いします。</p> <p>(元の座席へ移動完了)</p>
高田補佐	<p>では、改めまして第2回上三川町地域自立支援協議会を開催いたします。上三川町地域自立支援協議会設置条例第6条により、会長が議長となる規定でございますので、これからの進行については飯田会長に議長をお願いいたします。</p>
飯田会長	<p>それでは、次第2枚目に従って進行いたします。</p>

飯田会長	議事（１）栃木県で作成された「障害の特性に応じた災害対応のマニュアル」について事務局から説明をお願いします。
事務局	（説明）
飯田会長	事務局の説明が終わりましたので、議事（１）の説明について、質疑をお受けいたします。ご意見、ご質問等はございませんか。
高田委員	知的の方は、こだわりが強く変化に弱いため避難所生活が大変困難となります。今では、親が高齢で中年世代の子どもの面倒を見ている方も多くなり、第三者の支援が欲しいところであり、災害時要援護者登録制度を利用して、誰がどうしているのか分かるように上手く周囲の方とつながっていきたいと思います。
事務局	誰がどうしているか周囲が分かっておくことも重要であり、障がいを持つ方も周囲に知っておいてもらうよう努めていくことも必要であると考えております。次の議事で災害時要援護者登録制度について説明したいと思います。
大槻委員	障がいを持つ方が、助けを求める際、ヘルプマーク・ヘルプカードを見たらすぐに対応してもらえるようにお願いします。
事務局	支援する側は、ヘルプマーク・ヘルプカードを見逃さず支援し、障がいのある方は、ヘルプマーク・ヘルプカードを持っているということを周囲に分かってもらうということも必要かと思えます。支援する側とされる側の双方よりヘルプカードを周知していくことで支援方法を広げていきたいと思います。
新庄委員	災害時要援護者登録制度の資料にある現在の登録者数は１８６名となっているが、数年以上前のリストではないでしょうか。メンテナンスをした方がいいと思います。 また、ヘルプカードについては、社協での取組みにある救急キ

事務局	<p>ットの中に入っています。統一してはいかがでしょうか。</p> <p>登録者数につきましては、令和6年4月に死亡者を抜いて勘定した数字となっています。更新や見直しは日々、必要かと思うのでこれからも定期的な見直しをしていきたいと思ひます。</p>
飯田会長	<p>救急キットの話について、ご説明いたします。昨年から75歳以上の一人暮らし及び75歳以上の両老世帯を主な対象者として石橋地区消防組合と連携してプラスチックのような容器の中にヘルプカードのような注意事項を記入できるものを入れ、冷蔵庫に保管いただくという取組みをしています。救急隊が駆け付けた際に冷蔵庫からかかりつけ医や緊急連絡先、飲んでる薬などの注意事項を得て、早期に搬送先に繋げられるようにしています。</p> <p>これは、民生委員さんを通じて実施しているため何らかの機会に民生委員さんにお話ししたいと思ひています。また、高齢者だけでなく民生委員さんが必要と思われる方がいたら配布しますので是非、声をかけていただければと思ひます。</p>
大島委員	<p>福祉祭りでヘルプマークのご案内をしているが、説明が難しいところがあります。町からヘルプマークの存在を伝えてくれると助かります。</p>
事務局	<p>ヘルプマークとヘルプカードの考え方について、回答いたします。町としては、ヘルプマークとヘルプカードを一緒に発行するようにしています。ヘルプマークは、外出する際にカバンなどに付けて外から分かるように推奨しているものです。ヘルプカードは、持病や緊急連絡先を書いて財布などに入れていただき、外出の際に急病などで倒れられてコミュニケーションが取れない際に身边を調べていただいて活用してもらおうというセットでの運用を意図しています。定期的に周知をして、障がいのある方が支援を受けられるよう広報していきたいと思ひます。</p>

荒川委員	<p>ヘルプマークやヘルプカードはどのくらい発行されているのでしょうか？ヘルプマークにヘルプマークは入れられますか？自治会の回覧に入れるのもPRになるのではないのでしょうか？</p>
事務局	<p>PRの方法につきましては、自治会の回覧も含めて色々な方法で周知していきたいと思えます。また、ヘルプマークやヘルプカードは資料を持ち合わせていないため、発行数は把握できていません。また、形状についても栃木県で発行しているものなので勝手に変更することは出来ません。現状のヘルプマークはヘルプカードを挟む場合、袋状になっていないので個人情報を落としてしまう可能性があります。長期的な期間で検討していければと思えます。発行数につきましては、次回までに皆様へ周知させてもらいたいと思えます。</p>
大槻委員	<p>ヘルプカードについて、落としたり失くしたりするのは困ります。簡単なシールをバックに付けられるようにしたらいいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>今後、貴重なご意見を包括的に検討していきたいと思えます。また、栃木県と足並みを揃えて取り組んでいきたいと思えます。</p>
飯田会長	<p>それでは、この後の議題もありますので、一旦次に進めさせていただいて、最後に一括して質問を受け付けたいと思えます。</p> <p>それでは、次第の「(2) 上三川町の災害時の体制について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(説明)</p>
飯田会長	<p>事務局の説明が終わりましたので、議事(2)の説明について、質疑をお受けいたします。ご意見、ご質問等はございますか。</p>

荒川委員	<p>災害時要援護者登録制度の件ですが、<u>災害発生時には、避難支援者も被災者になることが考えられるため、この制度に登録した場合であっても、災害時に支援を受けられないことがあります。</u></p> <p>とありますが、登録したことを知らない隣近所の方は、避難支援者が助けに来られない場合には、見ていて助けないわけにいかないと思うが、町はどう考えますか。</p>
事務局	<p>出来るだけ災害時要援護者登録申請書の支援者欄及び備考欄などに記載はお願いしたいが、支援を受けたい方が了承していれば手助けしていいと思っています。</p>
渡邊委員	<p>災害時要援護者登録制度のリストに186名登録があり、年に1回死亡者を抜いて更新しているということだが、死亡者の人数だけを除いているのか。その方の服薬状況やライフスタイルは日々変わっていくと思うが、その中身の更新はどう考えていますか。また、186名の方に支援者がいて自助や共助で自ら災害に備えていくことが大切であるが、間に合わない場合はこの186名を行政としてはどう管理していますか。停電となっても紙ベースとなっているのでしょうか。活用の取組みがあれば教えて下さい。</p>
事務局	<p>リストの更新は、死亡者や転出者を抜いて更新しているところですが、その方の状態に合ったメンテナンスは今後定期的にやっていきたいと考えています。また、リストは台帳にして紙ベースで管理しています。より細かな個別の支援計画の作成までには至っていないのでそれも踏まえて総合的に災害時要援護者登録制度については考えていきたいと思えます。</p>
飯田会長	<p>救急キットのメンテナンスの話ですが、民生委員さんに少なくとも1年に1回訪問してもらって注意事項を記入できるものに更新をするようお願いをしています。</p>

新庄委員	災害時要援護者登録制度のリストは自治会別になっているはず です。民生委員を通して1年に1回メンテナンスをしていて、3 年任期の民生委員がやるのがいいのではないのでしょうか。
事務局	メンテナンス方法については検討中であるが、民生委員さんに 協力を依頼するというのも方法として考えていきたいと思いま す。
渡辺委員	ハザードマップの14ページの要配慮者関連施設の意味という か何をするのか教えて下さい。
事務局	要配慮者関連施設とは、障がい者等の避難に時間がかかる人が 住む関連施設です。その中でも浸水想定区域が含まれる施設に関 しては、避難計画を作成して役場に提出してもらっています。
伊澤委員	いきいきプラザのにこにこプールについて、特別支援学校の中 学生までと聞きました。中学校を卒業すると利用できない理由を いきいきプラザの方に聞いたが町の考えであるということでした。 障がい者の理解を深めていってもらいたいと思います。
事務局	いきいきプラザも健康福祉課で所管しているところですが、に こにこプールは子ども家庭課で実施している事業となり、事業に ついて把握していません。今後、いきいきプラザで所管している 事業についてはちゃんと把握して、指定管理者のスタッフ各々が 回答できるよう周知していきたいと思います。
飯田会長	以上を持ちまして、第2回上三川町地域自立支援協議会の議事 を終了とし、本日の議事はすべて終了します。事務局に進行を戻 します。
高田補佐	飯田会長、ありがとうございました。 それでは次第4その他でございますが、お集まりの皆様から何か



	<p>ございますか。</p>
<p>大槻委員 高田補佐</p>	<p>(デフリンピックのお知らせ)</p> <p>事務局から委員の皆様には連絡事項等はございますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>障がい者向けのグループホームであるダリアホーム上三川が今月から開所となりました。情報提供させていただきます。</p>
<p>高田補佐</p>	<p>他にないようですので、以上を持ちまして令和6年度第2回上三川町地域自立支援協議会及び令和6年度第2回上三川町地域自立支援協議会を閉会いたします。本日は、お集まりいただきまして、ありがとうございました。</p>